

令和4年度

包括外部監査結果報告書  
(概要版)

岡山県の中小企業の振興及び支援に関する財務事務  
の執行及び事業の管理について

岡山県包括外部監査人

弁護士 上 尾 洋 平

## 【目次】

第1章	監査の概要	1
1	選定した監査テーマ	1
2	監査テーマとして選定した理由	1
3	外部監査の対象期間	2
4	外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称	2
第2章	監査の視点等	2
1	監査の基本的な視点	2
2	監査意見の表明方法	4
第3章	岡山県の中小企業の振興及び支援に関する施策	6
1	中小企業関連法の変遷	6
2	中小企業基本法の体系	7
3	中小企業振興計画	8
4	岡山県の産業労働部の組織図	11
第4章	外部監査の結果及び意見の総括（総論）	12
1	総括	12
2	指摘事項及び意見のまとめ	12
第6章	結語	30

## 第1章 監査の概要

### 1 選定した監査テーマ

岡山県の中小企業の振興及び支援に関する財務事務の執行及び事業の管理について

### 2 監査テーマとして選定した理由

- (1) 中小企業基本法は、「独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。」こと（3条1項）及び「独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。」（3条2項）ことを基本理念として掲げ、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（6条）ことを明らかにしている。

岡山県は、中小企業振興条例に基づき「岡山県中小企業振興計画2021～中小企業・小規模事業者の『稼ぐ力』の強化～」を策定するとともに、令和3年に公表された「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」において「企業の『稼ぐ力』強化プログラム」として重点的に取り組むべき中小企業の振興及び支援に関する施策を明らかにしている。

- (2) 岡山県では、7万7428の事業所において83万5270人の従業者が稼働し（「令和3年経済センサスー活動結果（速報）岡山県の概要」参照）、その大部分が中小企業であるところ、県内の中小企業は、県民の雇用を確保しているうえに、県の税収を支える存在である。

特に、令和2年度以降に発令された新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置によって、売上の著しい減少等の影響を被った中小企業は少なくなく、県内の中小企業に対する支援は喫緊の課題となっている。

このような中小企業の振興及び支援に関する施策は、県民生活に直結する問題であるうえに、その事業の遂行状況及び費用対効果については、県民が強い関心を抱くところである。

- (3) そこで、岡山県が取り組んでいる中小企業の振興及び支援に関する事業について、公益性、公共性の観点から、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が法令・規則等に照らして適切に実施されているか、さらには、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検証することは、大いに

意義があると判断し、監査の対象とすることとした。

### 3 外部監査の対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日。なお、必要がある範囲で、令和3年度よりも前の年度についても監査の対象とした。

### 4 外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称

外部監査人	弁護士	上尾洋平
同補助者	弁護士	井上雅雄
同補助者	公認会計士	黒田直樹
同補助者	弁護士	井口亮
同補助者	弁護士	藤井藍沙

## 第2章 監査の視点等

### 1 監査の基本的な視点

#### (1) 監査の範囲について

ア 地方自治法252条の37の1項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。」と規定しており、かかる規定から、包括外部監査の対象は、「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」であって、いわゆる行政監査は含まないことは明らかである。

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法第2編第9章中に規定されている財務に関する事務の執行をいい、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含するが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない（松本英昭著「新版逐条地方自治法」第9次改訂版706頁）。

また、行政監査とは、「一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である。」（同著706頁）とされている。

このように、包括外部監査においては、対象とされた特定の事件にかかる財務に関する事務の執行全てが監査の対象となるが、予算の編成事務、予算の議会における審議等並びに行政の内部組織、職員の配置、事務処理の手続及び行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性は監査の対象から外れることになる。

イ また、同条第2項は、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をする

に当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」としている。

この点、第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、同条第15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とされている。

これらの規定を前提とすれば、包括外部監査は、特定の事件に係る地方公共団体の財務事務が有効かつ効率的に実施されているかの観点から監査する必要がある（いわゆる3E監査である。）。

ウ なお、財務事務の適法性に関し、「包括外部監査においては、適法性に重点をおいて監査する」等の法律上の規定は存在しないものの、地方自治法第2条第16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定しており、地方公共団体の事務は、法律・条例等の根拠なく処理することはできないことは明らかである。

このように、法令に基づく行政という大原則を前提とすれば、監査の性質上、財務事務の前提となる事業の適法性を確認することは当然の前提であると考えられる。

そのため、財務に関する事務の執行にかかる監査の前提として、当該財務事務の前提となる事業について根拠となる法令が存在するのかの確認については、監査の対象に含まれると考える。

オ これらをまとめると、包括外部監査においては、①事業の根拠となるべき法律や条例等が存在しており、かつ、財務事務がその事務の根拠となる法律や条例等に定める手続きに則り執行されているか（財務事務の合規性）、②財務事務の執行が有効かつ効率的に行われているか（事業の有効性、効率性）を監査の対象とする必要があると考える。

以上を踏まえ、次項以降において、本件の監査テーマである岡山県の中小企業の振興及び支援に関する財務事務の執行及び事業の管理について具体的な監査の視点を述べることとする。

## (2) 監査の具体的視点

以上の監査の視点を考慮し、下記の3点を具体的な視点として、監査を実施した。

## 記

### ア 財務事務の合规性

- ・中小企業の振興及び支援に関する事務の執行が中小企業基本法等の法令、中小企業振興条例等の条例又は基本理念等に整合しているか。
- ・財務事務の執行が法令及び岡山県財務規則等に準拠して適法になされているか。

### イ 事業の有効性

- ・事業の効果について目標が明確に設定されているのか。
- ・事業の目標の設定が合理的か。
- ・事業の効果が検証されているか。
- ・事業の効果の検証手法が合理的か。
- ・効果の検証結果は、次年度以降の事業の実施に反映されているか。
- ・社会情勢や外部環境の変化を踏まえて事業の目標が見直されているか。

### ウ 事業の効率性

- ・中小企業の振興及び支援に関する施策の効果と執行された予算が見合っているのか。
- ・より少額の費用で同様の効果をもたらす方法の有無について検討されているか。

## 2 監査意見の表明方法

中小企業の振興及び支援に関する施策は多岐にわたることから、それらに対する監査の結果について可及的に一覧性及び明瞭性をもたせることが包括外部監査においては重要であると考える。

もっとも、監査対象となる各事業について、単に「指摘」や「意見」を述べたり、「問題がない」と述べたりするだけでは、なぜそのような「指摘」、「意見」に至ったのか、又はなぜ「問題がない」と判断されたのか判然とせず、監査の意義が乏しいものとなる。

そこで、指摘や意見を述べる又は問題点なしと判断する前提として、監査の基本的視点において提示した3つの視点から、各事業を監査した結果を個別に下記のAからDまでの基準を用いて統一的に評価するとともに、上記の評価と関連付けて、各事業の監査項目について、監査人が速やかに改善すべき重要事項として判断したもの（評価が「D」となったもの）について「指摘事項」、直ちに改善すべきではないが改善を検討することが望ましいと判断した事項（評価が「C」となったもの）について「意見」をそれぞれ記載する。

## 記

- A：違法又は不適切な点はなく、将来の事情まで考慮して十分な対応がなされている。
- B：違法又は不適切な点はなく、現状において必要な対応がなされている。
- C：違法又は不適切な点はないが、現在の対応を改善することが望ましい。
- D：違法又は不適切な点が認められ、直ちに改善する必要がある。

### 第3章 岡山県の中小企業の振興及び支援に関する施策

#### 1 中小企業関連法の変遷（中小企業庁「中小企業関連法制の変遷」参照）

○1948年—中小企業庁の設置

（昭和23年）

○1963年—中小企業基本法の制定

（昭和38年）

- ・オイルショック
- ・バブル経済の崩壊

（基本理念）

- ・大企業と中小企業の二重構造の問題に対応
- ・経済的・社会的制約による不利の是正

○1999年—中小企業基本法の改正

- ・中小企業の多様で活力ある成長発展

（基本理念）

（基本方針）

- ・経営の核心及び創出の促進
- ・中小企業の経営基盤の強化
- ・経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

（平成11年）

（中小企業関連法制）

- ・中小企業支援法
- ・新事業活動促進法
- ・ものづくり高度化法
- ・地域資源活用促進法
- ・経営承継円滑化法
- ・中小企業金融円滑化法

- ・少子高齢化、人口減少、都市一極集中、国際競争の激化
- ・中小企業・小規模事業者の減少

（484万社（平成11年）⇒385万社（平成24年）～）

#### 小規模事業者を中心とした中小企業施策の再構築

○2013年—小規模企業活性化法制定

（平成25年）

（基本理念）

- ・中小企業基本法を改正し、基本理念に小規模企業の意義として、「地域経済」の安定と経済社会の発展に寄与を規定。
- ・「施策の方針」に小規模企業の活性化を明記。

○2014年—小規模企業振興基本法制定

（平成26年）

（基本理念）

- ・小規模企業を中心に据えた新たな施策体系の構築



## 2 中小企業基本法の体系（中小企業庁「中小企業基本法の体系」参照）

### 第1章 総則

#### 第2条 定義

中小企業者の範囲及び用語の定義

○小規模企業者

：従業員数20人以下

（商業・サービス業：5人以下）

#### 第3条 基本理念

①中小企業の多様で活力ある成長発展

②小規模企業の活力の最大限の発揮

#### 第5条 基本方針

①経営の革新及び創業の促進

②中小企業の経営基盤の強化

③経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

④資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

#### 第8条 小規模企業に対する中小企業施策の方針

①小規模企業の持続的な事業活動と地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること

②小規模企業の着実な成長発展を実現するための環境整備を図ること

③小規模企業の経営の発達改善と経営の状況に応じた必要な考慮を払うこと

### 第2章 基本的施策

#### 第1節 中小企業の経営の革新及び創業の促進

第12条 経営の革新の促進

第13条 創業の促進（特に女性や青年の創業の促進）

第14条 創造的な事業活動の促進

#### 第3節 経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化

第24条

①経済的社会的環境の変化に対する経営の安定及び事業の転換

②中小企業者以外の者による利益の不当な侵害の防止

③連鎖倒産の防止

④再建・承継・廃業のための制度整備

#### 第4節 資金供給の円滑化及び自己資本の充実

第25条 資金の供給の円滑化

第26条 自己資本の充実

#### 第2節 中小企業の経営基盤の強化

第15条 経営資源の確保

第16条 海外における事業展開の促進

第17条 情報通信技術の活用の促進

第18条 交流・連携及び共同化の推進

第19条 産業の集積の活性化

第20条 商業の集積の活性化

第21条 労働に関する施策

第22条 取引の適正化

第23条 国等からの受注機会の増大

### 第3章 中小企業に関する行政組織

### 第4章 中小企業政策審議会

### 3 中小企業振興計画

#### (1) 中小企業振興計画の目的及び位置づけ

ア 中小企業振興計画は、基本理念として、以下の3点を掲げている。

##### 〈基本理念〉

- ① 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として行われるものとする。
- ② 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の発展及び雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に行われるものとする。
- ③ 経済社会情勢が変化する中で、地域の経済・雇用を支える小規模事業者の活力発揮の必要性が増大していることから、その成長発展のみならず、事業の持続的な発展を図るものとする。

(中小企業振興条例3条、中小企業振興計画)

イ 中小企業振興条例9条1項は「知事は、前条の基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画（以下この条及び次条において「振興計画」という。）を策定するものとする。」として、県に対し、振興計画の策定を義務付けており、中小企業振興計画は、こうした条例が掲げる基本理念のもと中小企業の振興及び支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定されるものである。

ウ また、同条2項は、中小企業振興計画において定めるべき事項として、①中小企業の振興に関する総合的かつ計画的な目標及び施策、②中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を掲げており、中小企業振興計画は、これらの事項を詳細に定め、上記基本理念を実現すべく中小企業の振興及び支援に関する施策を進める役割を担っている。

#### (2) 中小企業振興計画の期間

変動の激しい経済情勢に的確に対応するため、計画期間を令和3（2021年）から令和6（2024年）までの4年間とする。

#### (3) 中小企業振興計画の内容

中小企業振興計画の内容を図示すると次頁のとおりとなる。

### 基本的な考え方

#### 【計画の趣旨】

- ・中小企業振興条例に基づき中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進するために策定
- ・第3次晴れの国おかやま生き生きプランの関連プログラムに基づき実効性のある施策を展開
- ・小規模事業者の支援策を効果的に実施するための計画

#### 【基本理念】

- ・中小企業・小規模事業者の創意工夫及び自主的な努力を基本
- ・中小企業・小規模事業者は地域経済の発展及び雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在
- ・小規模事業者の成長発展のみならず、持続的な発展

#### 【計画期間】

令和3年度から令和6年度まで

### 現状

#### 【取り巻く状況】

- ・新型コロナウイルス感染症による県内企業への影響
- ・米中摩擦の影響を受ける懸念
- ・DXの働きやEC、テレワークの導入加速
- ・経営者の高齢化による廃業の増加
- ・人手不足により雇用確保が困難

#### 【県内中小企業・小規模事業者の状況】

- ・県内企業のうち中小企業は、企業数で99.8%、従業員数で82.6%と大きな割合
- ・平成26年から平成28年の2年間で、小規模事業者は5.1%減少し、中小企業も5.4%減少

### 目指していく中小企業・小規模事業者像

新たな分野、新事業に果敢に挑戦する中小企業・小規模事業者

独自の技術や製品を有し、イノベーションを生み出す中小企業・小規模事業者

新しい技術やサービスで新ビジネスにチャレンジする中小企業・小規模事業者

県内に軸足を置きつつ、国内外にマーケティングを展開する中小企業・小規模事業者

それぞれの地域に根差し、生活の基盤を支える中小企業・小規模事業者

多様な働き方が選択できるなど、誰もが働きやすい環境づくりの実現に積極的に取り組む中小企業・小規模事業者

災害や新型コロナウイルス感染症などにより、経済、社会情勢が変化する中であっても、事業を継続していく中小企業・小規模事業者

### 計画推進に向けて

#### 【推進体制】

県と支援機関の緊密な連携を基本に、大学、市町村、国等と連携

#### 【積極的な情報発信と手続負担軽減】

施策の積極的な活用を広く周知するとともに、手続の負担を軽減

#### 【県民理解の促進】

中小企業・小規模事業者の重要性について、県政広報媒体等を活用し、県民の理解を深めながら、施策を推進

#### 【実施状況の公表】

毎年度、実施状況を取りまとめ、ホームページで公表

### 推進する施策

#### 1 経営力の強化や活力ある企業の育成

(1) チャレンジする企業の成長・発展支援

- ① 経営革新の取組への支援 ② 中堅企業への成長支援 ③ 生産性向上による成長・発展支援 ④ 金融機関との連携・協力体制

(2) 企業の経営安定及び持続的発展支援

- ① 中小企業支援センターによる支援 ② 企業の経営安定支援 ③ 支援機関等による伴走型支援 ④ 事業協同組合等の組織化支援 ⑤ 商業の活性化支援

(3) 円滑な事業承継の推進

- ① 円滑な事業承継の推進

(4) Society5.0の時代に対応するイノベーションの促進

- ① デジタル人材の育成 ② AI・IoTなどの先端分野の新技术・新製品開発支援 ③ 企業と大学との共同研究センターを核とした県内企業の研究開発力向上等への支援 ④ EVシフトへの対応

(5) 先端技術による地域産業の強化・支援

- ① 研究開発の支援 ② オープンイノベーション等の推進、科学技術の振興による地域産業の高付加価値化

(6) 企業を支える産業人材の育成・確保

- ① 企業を支える人材の育成 ② 企業が必要とするプロフェッショナル人材等の確保 ③ 県内企業の発展を担う多様な人材の確保 ④ 職業能力開発や技能習得等の支援

#### 2 地域の特性を生かした産業の成長支援

(1) 地域産業の活性化

- ① 地域産業を支える人材育成、新技术開発、産地のブランド化

(2) 地域に活力をもたらす新ビジネスの創出支援

- ① インキュベーション機能の強化 ② 大学発ベンチャー等の発掘・育成 ③ 新規創業への支援

#### 3 販路開拓の促進

(1) 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進

- ① 地域特性を生かした商品づくり支援やプロモーション ② EC等の活用による国内外への事業展開支援 ③ ものづくり企業の受注拡大と販路開拓支援

#### 4 資金調達の円滑化

(1) 機動的で柔軟な金融支援

- ① 経営環境の変化等に対応した融資等による支援

(2) 設備導入の促進

- ① 企業の付加価値を高める設備導入の支援

#### 5 新しい働き方の推進

(1) 意欲や能力に応じて活躍できる職場環境づくりの促進

- ① テレワーク等の働き方改革の加速化支援 ② 多様で柔軟な働き方の導入促進

#### 6 事業継続力の強化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響等からの復活

- ① 中小企業支援センター等による支援 ② BCP(事業継続計画)の策定支援等 ③ デジタル化支援 ④ ECなどを活用した販路開拓の取組加速化支援 ⑤ テレワーク導入の加速化支援

### 指標

\*経営革新に取り組む中小企業・小規模事業者数 (96社/年→400社(4年間累計))

\*従業員1人当たり売上高 (28,254千円→28,600千円)

商工会及び商工会議所が支援した小規模事業者数 (29,040社/年→29,800社/年)

中央会が支援した組合数 (124社/年→130社)

事業承継診断を実施した件数 (825件/年→680件/年)

\*企業と大学との共同研究センターにおける産学連携等に向けたマッチング支援件数 (26件/年→100件(4年間累計))

工業技術センターが支援した県内企業数 (40社/年→40社/年)

\*県内大学工業系学生の県内就職率 (30.2%→32%)

\*本県出身の県外大学新卒者のUターン就職率 (37.1%→39%)

県内企業とプロフェッショナル人材とのマッチング成約件数 (45件/年→65件/年)

地域産業の製造品出荷額 (11,987億円→12,000億円)

\*県融資制度に占める創業者の融資割合 (24.3%→24.8%)

\*あつせん・サポート等による取引成立件数 (442件/年→530件/年)

県融資制度の融資件数 (1,326件/年→1,400件/年)

設備貸与と事業の貸与件数 (37件/年→40件/年)

\*1人当たり年間総実労働時間 (1,771時間→1,684時間)

県内企業のBCP(事業継続計画)策定率(製造業16.4%→20%)(小売・卸売業7.8%→12.0%)

#### (4) 中小企業振興計画の進め方

中小企業振興計画の進め方について、下記のとおり、説明されている。

記

### 第5 計画推進に向けて

#### 1 推進体制

中小企業・小規模事業者の振興には、各支援機関の果たす役割が重要であることから、県としては、こうした機関との緊密な連携を基本とし、施策内容に応じて、大学や市町村、国等とも適切に連携を図りながら、着実に取り組みます。

#### 2 積極的な情報発信と手続きに係る負担軽減等

中小企業・小規模事業者の振興に関する施策の実施にあたっては、施策が積極的に活用されるよう、各種研究会やセミナー、窓口相談、経営指導など、県や関係団体の活動等を通じて広く周知を図ります。

また、施策の実施に際して必要となる手続きについては、中小企業・小規模事業者の現状を踏まえ、負担の軽減やサポート体制の充実に努めます。

#### 3 県民理解の促進

中小企業・小規模事業者は、地域経済の発展や雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であることから、県政広報媒体等を活用し、県民の理解を深めながら、施策を推進します。

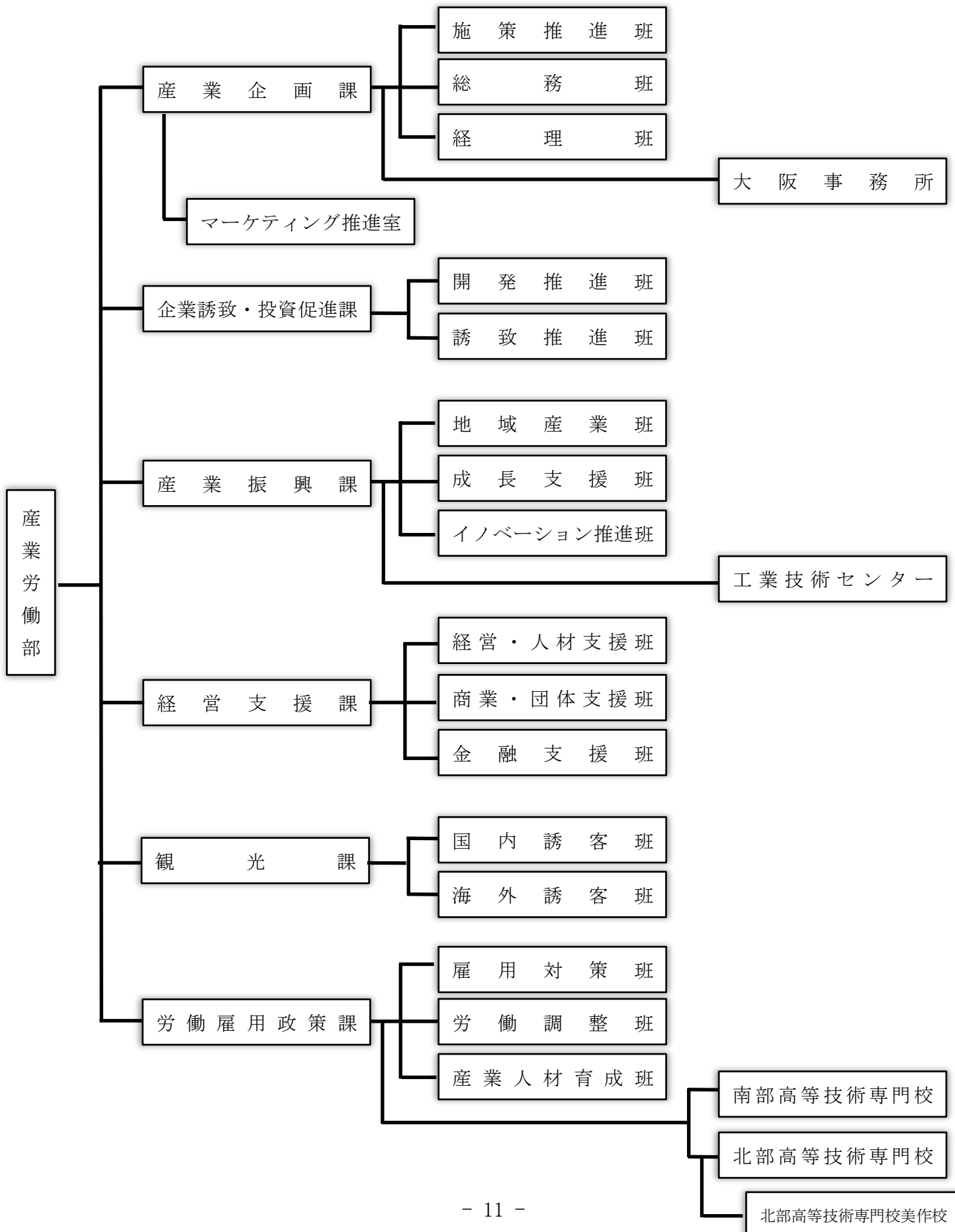
#### 4 実施状況の公表と施策の見直し

この計画の実施状況については、毎年度、実施状況を取りまとめ、県ホームページを通じて公表します。

また、中小企業・小規模事業者の皆さんから、施策等に対するご意見をお聞きしながら、経済・社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に内容の見直しを行い、中小企業・小規模事業者のニーズに即した効果的な施策を推進します。

(中小企業振興計画20頁)

#### 4 岡山県の産業労働部の組織図



## 第4章 外部監査の結果及び意見の総括（総論）

### 1 総括

- (1) 本件の包括外部監査の結果は、17頁以降の一覧表に記載のとおりである。

まず、一覧表について概説する。

一覧表の「対象事業」欄には監査の対象とした中小企業の振興及び支援に関する事業を記載している。

「評価欄」は、前記監査の視点において示した3つの視点に基づいて、それぞれの評価結果を記載している。なお、評価欄の①は財務事務の合规性、②は事業の有効性、③は事業の効率性に関するそれぞれの評価を記載している（例えば、①にBとあれば、「当該事業に係る財務事務の合规性について、違法又は不適当な点はなく、現状において必要な対応がなされている」という意味となる。）。

「指摘事項・意見」欄には、監査人の指摘事項及び意見の概要を記載している。指摘事項及び意見は、記載されている監査の視点に対応した指摘事項又は意見となっている。基本的には、評価がCとなった箇所には意見、Dとなった箇所は指摘事項を記載している。

これらの整理をすることで、監査人の指摘事項及び意見がいかなる事項に対してなされているのかを一覧性をもって把握できるようにした。

- (2) 次に、監査結果について概要を述べる。

本件の監査において、監査人が指摘事項とした項目は4項目、意見とした項目は36項目である。

監査人が本件の監査において特に留意すべきと考える指摘事項及び意見について、「指摘事項及び意見のまとめ」として次項に記載している。

### 2 指摘事項及び意見のまとめ

- (1) 財務事務の合规性について

ア 本件の監査対象とした中小企業の振興及び支援に関する事業については、法律、条令に基づいて策定された基本計画である中小企業振興計画に基づいて執行されていることを確認した。

そのため、いずれの財務事務の執行においても、財務事務の合规性に指摘事項及び意見は付していない。

もっとも、財務事務の合规性に関連して、監査人が留意すべきと考える点を指摘する。

イ まず、中小企業振興計画についてであるが、同計画は、中小企業の振興と支援を図るための施策が、網羅的に定められているものの、SDGsに関する

る取組については、現時点では言及されていない。

この点、環境省が発行する「すべての企業が持続的に発展するために―持続可能な開発目標（SDGs エスディージーズ）活用ガイド（第2版）」には、下記の内容を定めている。

#### 記

#### これからの企業に必要なこととは

企業はこれまで、消費者のため、地域社会のため、そして生活環境の維持のために求められる製品やサービスを提供してきました。しかし、昨今の少子高齢化による人材不足や消費者ニーズの多様化等により、売上拡大や事業承継において課題を抱える企業が多いのではないのでしょうか。企業が将来に渡って継続し、より発展していくために必要となるのが、長期的な視点で社会のニーズを重視した経営と事業展開です。

そこで、今、ビジネスの世界では、経営リスクを回避するとともに、新たなビジネスチャンスを獲得して持続可能性を追求するためのツールとして、SDGs（エスディージーズ）の活用が注目を集めています。

#### 市場は今、SDGsの時代に

SDGsは国連で採択されたものですが、すでにビジネスの世界での「共通言語」になりつつあります。

そして、これらのゴールを達成するために、日本経済団体連合会や各業界団体、地方銀行、さらに、個別の企業においても取組が広がってきています。特に、世界を相手にする事業を展開する大企業では、バリューチェーン全体の見直しを始めており、関連するサプライヤーにも影響が広がると考えられます。

SDGsの普及とともに、市場のニーズ、そして取引先からのニーズとして、SDGsの対応が求められるようになってきています。実際、投資の条件として、収益だけではなく、SDGsに取り組んでいるかどうかも見られる時代になってきているのです。

以上

このように、SDGsは、企業が事業活動を進めるにあたって遵守すべき規範であり、中小企業にとっても非常に関心が高いテーマであると考えられ、中小企業の振興と支援を進めるにあたって、中小企業に対し、SDGsの内容を広めることは非常に有意義であると考えます。

したがって、中小企業振興計画にSDGsの内容を広めることを目的とする施策を盛り込むことを検討されたい。

ウ また、監査の過程において、委託事務の内容について確認したところ、その手続きには大きな問題点は認められなかったものの、その委託先が産業振興財団や商工会など特定の団体に固定化されている傾向が認められた。

確かに、事業の特殊性から契約の相手方が特定される場合があることは否定できないし、委託先である産業振興財団や商工会は公的性格を帯びた団体であることから、民間の事業者が委託先が固定化しているといった事情があるわけではない。

さらに、委託の場合は、事前に公募手続きが実施されていることがほとんどである。そのため、この点について、財務事務の執行の合规性について、意見又は指摘事項は付していない。

もっとも、業務委託に係る随意契約ガイドラインの「第 4 運用に当たっての留意事項」において、「(6) これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。」と定められていることに照らせば、契約内容が特殊であるとの理由で、安易に委託先を固定してはならない。

業務の委託については、一般競争入札が原則とされていることを再度念頭において、委託先の選定については、特に留意が必要であることは付言する。

エ また、監査の過程において、現在、岡山県においてセミナー講師や専門家に対する謝金の支払額についての規程が存在せず、担当課室に委ねられている状況であることを確認した。

このような運用となっている理由を確認したところ、過去には講師に対する謝金の規程に準ずるものとして予算単価表が存在していたが、講師の知名度や所属会社の相場等により大きく金額が異なる場合があり、統一的な金額で執行することは困難であって、廃止されたとのことであった（なお、不正防止の観点からは、県庁内において他部署の決裁（組織内の第三者チェック）により謝金が支払われる仕組みとなっており、不正防止機能があるとのことである。）。

確かに、講師の知名度等によって講師謝礼が異なることは理解できるものの、部署毎で謝金の金額の裁量の余地がある場合、個人的な関係を理由に講師料を増額する等の不正が行われるリスクは否定できない。

上記の点について、岡山県においては、過去、講師謝金に関する基準を設けていたものの、客観的な根拠として、規程を整備しそれに基づき支払額を決定することで、不正の防止や担当課への負担軽減にもつながると思われる。

したがって、将来的には、岡山県において、セミナー講師・専門家謝金に関する規程を整備すべきと考える。



## (2) 事業の有効性

事業の有効性について、アンケートの実施及び補助金の事業効果について、留意すべき点があると思われたことから、下記のとおり、個別に記載する。

### 記

#### ア アンケートの実施について

(ア) 中小企業の振興及び支援の施策としてセミナーや講座が開催されている。

監査人として、かかるセミナー及び講座に係るアンケートの回収率について、複数回の意見を述べているところ、かかるアンケートの回収率について、監査人の考えを明らかにしておく。

(イ) この点、アンケートは、セミナーや講座の内容を事後的に検証するうえで不可欠な資料であるし、公金を支出してセミナーや講座を実施する以上、アンケートの回収率は100%となることが理想である。

他方で、アンケートを100%回収することは容易ではないうえに、アンケートの回答を義務づけることで、セミナー及び講座への参加を躊躇させる可能性も否定できないことから、アンケートを常に100%回収すべきとの意見を付するのは不可能を強いる虞がある。

そこで、監査人としては、アンケートの回収率について、統計学的な観点から検討した。

すなわち、アンケートの回答内容の信頼性を一般に許容誤差とされている5%に収める場合のサンプルサイズの算定式は、「 $n = 1.96^2 \times 0.5(1 - 0.5) \div 0.05^2$  ②  $n^1 = nN \div (N + n - 1)$ 」であり（Nが全体数であり、 $n^1$ がサンプル数）、この式のNに数字を代入したものが、下記の表である（参考文献：杉原左右一著「統計学増補版第3版」、高橋洋一著「図解統計学超入門」等）。

下記の表によれば、例えばセミナーの参加者数が50名であれば、アンケート回答の信頼性を許容誤差とされる5%とするためには、45名からの回答を得ることが望ましいことが認められる。

### 記

No	母集団 (N)	必要数 (n)
1	50	45
2	100	80
3	200	132
4	300	169

(ウ) 監査人としては、上記の統計学的根拠に基づいて、アンケートの回収率が上

記の計算式から算出される必要数を大幅に下回る場合には、セミナー及び講座の効果の把握が十分ではないと考え、それぞれ意見を付している。

#### イ 補助金の効果について

- (ア) 中小企業の振興及び支援について補助金を支給する事業が複数あるところ、監査人として、補助金の在り方について、監査人の考えを明らかにしておく。
- (イ) 補助金の交付については、個別に要綱が定められており、いずれの補助金も要綱に基づいて、支給がなされていることを確認した。

この点、補助金の規模によるものの、補助金の原資は公金であることから、補助金の支出によって、単に補助金を受けた企業のみが利益を得るのではなく、雇用の創出、岡山県の税収の増加など岡山県の経済全体に影響を及ぼすことが望ましいと考える。

- (ウ) かかる観点から、補助金の交付の効果に着目し、補助金の交付によって、岡山県の経済に影響を及ぼしているか否かについて不明である場合などは監査人の意見を付している。

#### (3) 事業の効率性について

ア 中小企業の振興及び支援に関する事務の一部が委託されていることがあるところ、かかる委託事業においては、委託を受けた事業者から報告書を提出する方法で、委託料の内容を検証しているとのことであった。

イ もっとも、事業によっては、具体的な稼働状況や委託事務に係る時間が必ずしも明確ではない場合があったため、委託料の相当性を一見して判断することが困難な例があった。

このように、委託事業の詳細を把握できないことによって、委託料の相当性を判定できず、高額な委託料が支払われる可能性も否定できない。

上記の問題意識から、事業の効率性について、監査人の意見を付している。

ウ また、事業の成果に比して高額な経費が投入されていると思われる事業については、改善の余地があるとして意見を述べている。

経営力の強化や活力ある企業の育成

No	対象事業	評価	指摘事項・意見
1 チャレンジする企業の成長			
1-(1)	中小企業経営革新事業	① B	
		② B	
		③ C	意見1-1：本事業におけるコーディネーターの稼働時間などを可及的に把握する方策を検討すべきである。
1-(2)	中堅企業への成長支援事業	① B	
		② C	意見1-2：本事業の成果報告において地域経済に対する波及効果に関する検証も盛り込むことを検討すべきである。
		③ C	意見1-3：本事業の執務状況を把握したうえで、執務内容に応じた委託料を設定するよう検討すべきである。
1-(3)	IT/IoT支援サポーター活用事業	① B	
		② B	
		③ B	
1-(4)	IoT等導入実践研修等事業	① B	
		② C	意見1-4：講座を実施した場合には、可能な限り、アンケートを回収するよう方策を検討すべきである。
		③ B	

1-(5)	人材力強化支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(6)	サービス産業人材育成事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 企業の経営安定及び持続的発展支援				
2-(1)	中小企業支援センター事業	①	B	
		②	C	意見1-5：パンフレットの効果測定の方策について検討すべきである。
		③	B	
2-(2)	小規模事業支援事業	①	B	
		②	B	
		③	C	意見1-6：本事業の効率性を明らかにすることを検討すべきである。
2-(3)	組織化支援事業	①	B	
		②	B	
		③	A	

2-(4)	おかやま優良経営小売店表彰事業	①	-	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。
		②	-	
		③	-	
2-(5)	大規模小売店舗立地法施行事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3 円滑な事業承継の推進				
3-(1)	事業承継による成長支援	①	B	指摘事項1-1：岡山県として事業承継を積極的に推進するため、現在の委託事業に加えて、事業承継を積極的に進める施策を検討すべきである。
		②	D	
		③	C	
4 Society 5.0の時代に対応するイノベーションの推進				
4-(1)	次世代産業研究開発プロジェクト創生事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(2)	企業と大学の共同研究センター運営事業	①	B	
		②	C	意見1-8：企業人材育成事業のアンケート回収率を高める方策を検討すべきである。
		③	B	

4-(3)	EV関連技術対応促進事業	①	B	意見1-9:セミナーについてアンケートの回答率を向上させる施策を検討すべきである。
		②	C	
		③	B	
5 先端技術による地域産業の強化・支援				
5-(1)	新技術・新製品研究開発支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5-(2)	金属加工製品の環境対応・高機能化を可能とする製造プロセス技術の開発	①	B	
		②	B	
		③	B	
5-(3)	ものづくりの高度化に向けた計測技術の開発	①	B	
		②	B	
		③	B	
5-(4)	実践的オープンイノベーション促進事業	①	B	意見1-10:技術セミナー及び研究会においてアンケートの回収率を向上することを検討すべきである。
		②	C	
		③	B	

5-(5)	ものづくり支援関連施設における機器整備	①	B	
		②	B	
		③	B	
6 企業を支える産業人材の育成・確保				
6-(1)	自動車関連人材等育成事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6-(2)	デジタル人材育成事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6-(3)	NEXTものづくり自社ブランド製品創出事業	①	B	
		②	C	意見1-11：おかやまものづくり大学に係るセミナーにおいてアンケートの回収率を向上することを検討されたい。
		③	B	
6-(4)	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

6-(5)	プロフェッショナル人材 I J U ターン支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6-(6)	おかやま就職応援センター事業	①	B	
		②	C	意見 1-12 : 相談者が実際に岡山県へ就職するための施策を検討されたい。
		③	B	
6-(7)	おかやまインターンシップ推進 事業	①	B	
		②	C	意見 1-13 : 事業効果の検証資料としてインターンシップに参加した学生の意向を把握するためアンケートの回収率を高める施策を検討すべきである。
		③	B	
6-(8)	産業人材育成コンソーシアム活 性化事業	①	-	
		②	-	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。
		③	-	
6-(9)	高校生ものづくり技術取得支援 事業	①	B	
		②	B	
		③	B	



6-(10)	在職者訓練の概要	①	B	意見 1-14 : 在職者訓練の参加者から積極的にアンケート取得することを検討されたい。
		②	C	
		③	B	

### 地域の特性を生かした産業の成長支援

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 地域産業の活性化				
1-(1)	岡山セラミックスセンター管理運営事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 地域に活力をもたらす新ビジネスの創出支援				
2-(1)	岡山リサーチパークインキュベーションセンター管理運営事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(2)	ベンチャー発掘育成事業	①	B	意見 2-1 : 創業相談会の内容について再検討すべきである。 意見 2-2 : コーディネーターの活動報告の在り方等事業検証方法について検討すべきである。 意見 2-3 : 首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家との意見交換会は積極的に開催すべきである。
		②	C	
		③	C	

2-(3)	起業家人材育成支援事業	①	B	
		②	A	
		③	A	
2-(4)	地域課題解決型支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

### 販路開拓の促進

No	対象事業	評価	指摘事項・意見	
1 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進				
1-(1)	岡山フードバレー推進事業	①	B	
		②	B	
		③	C	意見3-1：本事業における委託業務の内容の詳細や経済的効果を把握することを検討すべきである。
1-(2)	首都圏アンテナショップ事業	①	B	
		②	C	意見3-2：アンテナショップ相談員の選定プロセスを見直すことを検討すべきである。
		③	C	意見3-3：本事業には、多額の公金が投入されていることから、事業の効率性についてさらに検討をすべきである。

1-(3)	首都圏県産品プロモーション事業	①	B	意見3-4:本事業の有効性の検証方法について検討すべきである。
		②	C	
		③	B	
1-(4)	岡山デニム世界進出支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(5)	NEXTものづくり自社ブランド製品創出事業	①	B	意見3-5:本事業に新製品開発のフォローアップをすることについて検討すべきである。 意見3-6:ものづくりデザイン活用セミナーのアンケートの回答率を高める方策を検討すべきである。
		②	C	
		③	B	
1-(6)	下請企業振興事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(7)	おかやまテクノロジー展開催事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

## 資金調達の円滑化

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 機動的で柔軟な金融支援				
1-(1)	中小企業者向け融資制度金融機関等補助金制度	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(2)	中小企業者向け融資制度金融機関利子補助金制度（新型コロナウイルス感染症対応資金）	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 設備導入の促進				
2-(1)	創業・経営革新等設備貸与（新設備貸与）資金貸付制度	①	B	
		②	C	意見4-1：貸与先決定を審査する審査委員会において、その判断プロセスが分かる議事録を作成・保管することを検討すべきである。 意見4-2：リース契約は低調であり、利用を促進するための方法を検討されたい。
		③	C	
2-(2)	新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付制度	①	B	
		②	C	意見4-3：貸与先決定を審査する審査委員会において、その判断プロセスが分かる議事録を作成・保管することを検討すべきである。 意見4-4：リース契約は低調であり、利用を促進するための方法を検討されたい。
		③	C	

### 新しい働き方の推進

No	対象事業	評価	指摘事項・意見	
1 意欲や能力に応じて活躍できる職場環境づくりの促進				
1-(1)	健康経営推進事業	①	B	
		②	D	意見5-1：セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。 指摘事項5-1：専門家派遣について、派遣先企業にアンケート調査を実施すべきである。
		③	B	
1-(2)	働き方改革推進フォーラム事業	①	B	
		②	C	意見5-2：セミナー受講者からのアンケートの回答率を高め、アンケート結果を本事業の評価の参考情報として活用し、次年度以降の事業に役立てるべきである。
		③	C	
1-(3)	テレワーク等導入支援事業	①	B	
		②	C	意見5-3：参加企業を想定した紹介企業の選定をするなど内容について検討をすべきである。
		③	B	
1-(4)	「おかやま労働」発行事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

1-(5)	労働教育講座開催事業	①	B	
		②	C	意見5-4:セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。
		③	B	
1-(6)	高齢者生涯現役就業促進事業	①	B	
		②	C	意見5-5:本事業のテーマの重要性に鑑み、有効性が高まるよう、開催方法を再検討すべきである。 意見5-6:フォーラム受講者からのアンケートの回答を上げる工夫をすべきである。
		③	B	

### 事業継続力の強化

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 新型コロナウイルス感染症の影響等からの復活				
1-(1)	中小企業BCP（事業継続計画）推進事業	①	B	
		②	C	意見6-1:セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。
		③	B	
1-(2)	感染症リスク等簡易版BCP普及事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

1-(3)	経営革新計画によるデジタル化推進事業	①	B	
		②	D	意見6-2:本事業の補助金支給の要件を検討すべきである。 指摘事項6-1:審査員が審査を辞退しなければならない場合の客観的基準を設定すべきである。 意見6-3:審査員の評価基準が客観的なものであるか及びその評価基準に基づく各審査員の評価の方法が適切か再検討されたい。
		③	B	
1-(4)	デジタル化推進による生産性向上推進事業	①	B	
		②	D	指摘事項6-2:審査員が審査を辞退しなければならない場合の客観的基準を設定すべきである。
		③	B	

## 第6章 結語

- 1 総論において述べたとおり、岡山県では、7万7428の事業所において83万5270人の従業者が稼働し、その大部分が中小企業であるところ、県内の中小企業は、岡山県の雇用及び税収を支える存在であり、中小企業の振興及び支援は、県民生活に直結する問題である

とりわけ、令和2年度以降に発令された新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置によって、売上の著しい減少等の影響を被った中小企業は少なくない。

また、県内の事業者の高齢化を踏まえれば、事業承継を早急に進める必要がある。

さらに、国連で採択されたSDGsについて、大企業のみならず、中小企業も積極的に取り組む必要がある。

- 2 このように、岡山県の中小企業者を取り巻く状況は、急激に変化しており、岡山県は、このような急激かつ多様な状況変化を踏まえ、迅速かつ的確に県内の中小企業に対する支援に積極的に取り組む必要があると考える。

この点、監査の過程において、岡山県の職員の方が個別の事業に熱意をもって真摯に取り組んでいることは確認することができた。

もっとも、事業の成果検証の在り方等については、民間の事業者が行う事業検証方法等について参考にすべき点などが多々あるように思えたことから、監査人としては、監査をつうじて事業の有効性について、積極的に意見を述べたつもりである。

今回、監査人が最終的に指摘事項及び意見としたのは、その中でも特に重要と考えられる事項であり、岡山県においては、真摯に受け止めて改善を検討することを切に願いますものである。

- 3 最後に、本件の包括外部監査において対象となった岡山県産業労働部のうち、マーケティング推進室、産業振興課、経営支援課、労働雇用政策課及び工業技術センターの担当職員各位並びに岡山県行政改革推進室の担当職員に多大なる協力をいただいたことについて心より感謝を申し上げるとともに、本監査が岡山県の産業労働行政の一助になることを祈念して、本件の包括外部監査を終えることとする。

以上